

特定輸送事業者の範囲について

次表に掲げる基準以上の輸送能力を有する者（輸送機関毎）を特定輸送事業者とすることを予定しております。該当する輸送事業者は、省エネ計画の策定やエネルギー使用量等の定期報告等が義務付けられることとなります。

| 輸送機関 | 基準 | 貨物 | 旅客 | |
|---|---------|--------|-------|------|
|  | 車両数 | 300両 | 300両 | |
|  | 台数 | 200台 | バス | 200台 |
| | | | タクシー | 350台 |
|  | 総船腹量 | 2万総トン | 2万総トン | |
|  | 総最大離陸重量 | 9000トン | | |

※なお、本法で規定される輸送事業者には、貨物自動車運送事業法といった個別の事業に基づく許認可を受けた貨物輸送事業者、旅客輸送事業者だけでなく、自家物流を行ってる者も含まれます。

●上記の基準以上の輸送能力に該当するか否かの判断については、

- ・毎年度末に確認していただくこととなります。貨物自動車運送事業法といった個別の事業法において届出をしているものであれば、休車をしていても含めることとなります。
- ・保有、リース、チャーターの形態を問わず輸送に使用しているものについては全て対象となります。事業に使用している場合には、事業登録しているはずですので、そちらをご確認ください。
- ・なお、会社・子会社の資本形態は問わず、組織が別であれば、それぞれが規制対象となります。
- ・例えば、トラック事業者であれば貨物自動車運送事業法に基づく事業計画に掲載されている車両（自動車リースであれば1年以上の契約期間を有するもの）を、自家物流事業者であれば、保有・リース（自動車リースであれば1年以上の契約期間を有するもの）で使用している車両をカウントしてください。備車の使用権限は備車元が持つことから、備車先の輸送能力にはカウントせず、備車元の輸送能力にカウントします。
- ・燃料の種類に限らずそれらを原油換算した事業全体のエネルギーの使用の合理化を進めていただきたいと考えております。

エネルギーの使用の合理化に関する輸送事業者の判断基準(案)の概要

● 次の事項を規定することを予定しております。

- (1) 輸送事業者ごとにエネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減させることを目標とする。
- (2) 輸送事業者が省エネへの取組みを示す方針を策定することや省エネへの取組みの推進体制を整備すること。
- (3) 輸送事業者が取り組むべき事項として主に次のものを記載する。

| | 取り組むべき事項 |
|---|--|
| 共 通 | ・ 荷主、他の輸送事業者との連携強化 |
|  | <ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギー型車両の導入 ・ 冷暖房効率の向上 ・ 大型コンテナが搭載可能な貨車の導入 ・ 列車本数の設定等を通じた輸送需要に的確に対応した輸送能力の確保 ・ 回送列車を最小限にするような車両運用 |
|  | <ul style="list-style-type: none"> ・ 低燃費車両等の導入 ・ 運転者教育、デジタル式運行記録計の活用等によるエコドライブの推進 ・ 共同輸配送の実施等による積載率向上、帰り荷の確保 ・ 回送運行距離を最小限にするような車両運用 ・ 高度GPS-AVMシステムの導入等による空車走行の縮減 |
|  | <ul style="list-style-type: none"> ・ 低燃費船舶の導入 ・ 経済速力航行の実施等の省エネ運航の実施 ・ 貨物積載区域の増大 ・ 共同輸配送の実施等による積載率向上 ・ 回航時の距離を最小限にするような船舶運航 |
|  | <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギーの使用効率に優れた航空機の導入 ・ 飛行方法等を改善した運航の実施 ・ 地上運用におけるエネルギー使用の合理化 ・ 輸送量に応じた輸送機材の最適化 ・ 回送運航（フェリーフライト）距離を縮減するような機材繰り |

参考：エネルギー消費原単位を算出するための数式

- ・ 貨物輸送（航空輸送を除く。）： $(\text{エネルギー使用量}) \div (\text{輸送トンキロ})$
- ・ 旅客輸送（航空輸送を除く。）： $(\text{エネルギー使用量}) \div (\text{輸送キロ} (\text{車両} \cdot \text{船舶走行キロ}))$
- ・ 航空輸送： $(\text{エネルギー使用量}) \div (\text{利用可能トンキロ})$